

議案第4号

我孫子市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月28日提出

我孫子市長 星野順一郎

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、同法の開示請求制度における不開示情報等の規定の仕方に、情報公開制度における非公開情報の規定の仕方を合わせるとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市情報公開条例の一部を改正する条例

我孫子市情報公開条例（平成13年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) 略 <u>(3) 情報の公開 実施機関が情報</u> <u>を閲覧若しくは視聴に供し、又は</u> <u>その写しを交付することをいう。</u>
(情報の公開の請求手続) 第6条 <u>前条の規定による</u> 情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下 <u>この条において</u> 「公開請求書」という。）を提出しなければならない。ただし、実施機関が公開請求書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。 (1) 氏名及び住所 <u>又は居所</u> （法人その他の団体にあっては、 <u>その</u> 名称、 <u>所在地及び</u> 代表者の氏名） (2) 略	(情報の公開の請求手続) 第6条 情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。ただし、実施機関が公開請求書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。 (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、 <u>事務所又は事業所</u> の名称 <u>及び所在地並びに</u> 代表者の氏名） (2) 略

<p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 略 (情報の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、<u>公開請求に係る情報に次の各号に掲げる情報</u>（以下「<u>非公開情報</u>」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公開請求に係る情報を公開しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人<u>を識別することができるもの</u>（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。）が含まれるもの又は特定の個人を識別すること</p>	<p>(3) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 略 (情報の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る情報を<u>請求者に公開しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報</u>（以下「<u>非公開情報</u>」という。）が記録されているときは、当該情報を公開しないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人<u>が識別され若しくは識別され得るもの</u>又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

はできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

イ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）

第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2

条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、

独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公

務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができるとしている情報

イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で公表を目的としているもの

ウ 略

エ 当該個人の公的地位又は立場に関連する情報で公開することが公益上必要と認められるもの

以下同じ。) の役員及び職員を
いう。) である場合において、
当該情報がその職務の遂行に
係る情報であるときは、当該情
報のうち、当該公務員等の職及
び当該職務遂行の内容に係る
部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等 （独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人 （地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争

上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものの他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公開することにより、人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(4) 本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間ににおける審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独

(5) 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間ににおける審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは公正かつ適正な意思決定が著しく損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは

立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

地方独立行政法人が行う検査、監査、取締り、交渉、争訟、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の実施の目的が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事實の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、國、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者

としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(情報の部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る情報に非公開情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該情報の公開をしなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第8条の2 実施機関は、公開請求に係る情報に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該情報を公開することができる。

(存否を明らかにしないことができ

(情報の部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る情報に、前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該情報の公開をしなければならない。

(存否を明らかにしないことができ

る情報)

第9条 実施機関は、公開請求に対し当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第10条 略

2 実施機関は、公開請求に係る情報の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る情報を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をするとともに、請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

(理由付記等)

第10条の2 実施機関は、前条各項の

る情報)

第9条 実施機関は、非公開情報に該当する情報の公開請求であって、当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、情報の存否を明らかにしないで、当該情報を非公開とすることができる。

(公開請求に対する決定等)

第10条 略

2 実施機関は、公開請求に係る情報の全部を公開しないとき（前条の規定により非公開とするとき及び公開請求に係る情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をするとともに、請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る情報の全部又は一部を公開しない旨の決定をしたときは、前2項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該情報が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を当該書面に記載しなければならない。

規定により公開請求に係る情報の全部又は一部を公開しないときは、請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならぬ。この場合において、当該理由は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、公開請求に係る情報が期間の経過により公開することができるようになる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を付記するものとする。

(公開決定等の期限)

第11条 第10条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 及び 3 略

(情報の公開の実施及び方法)

第14条 略

2 略

3 情報の公開は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

(公開決定等の期限)

第11条 前条第1項及び第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 及び 3 略

(情報の公開の実施及び方法)

第14条 略

2 略

3 情報の公開は、第10条第1項の規定による書面により指定する日時及

		び場所において行う。
4 略 (我孫子市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等)	4 略 (我孫子市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等)	
第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁（行政不服審査法第9条第1項本文に規定する審査庁をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、我孫子市情報公開・個人情報保護審査会（我孫子市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年条例第6号） 第1条の規定により 設置された我孫子市情報公開・個人情報保護審査会をいう。）に諮問しなければならない。	第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁（行政不服審査法第9条第1項本文に規定する審査庁をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、我孫子市情報公開・個人情報保護審査会（我孫子市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年条例第6号） に基づき 設置された我孫子市情報公開・個人情報保護審査会をいう。）に諮問しなければならない。	
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略	
2 略 (情報公開の総合的な推進)	2 略 (情報公開の総合的な推進)	
第20条 市は、請求による情報の公開のほか、 情報提供施策 の充実を図り、市民が市政に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。 (情報提供施策の拡充)	第20条 市は、請求による情報の公開のほか、 情報の提供に関する施策 の充実を図り、市民が市政に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。 (情報提供施策の拡充)	
第21条 略	第21条 略	
2 前項の規定による 情報の公表に当	2 前項の 情報の公表に当たっては、	

たっては、次に掲げる事項を公表するものとする。	次に掲げる事項を公表するものとする。
(1)から(4)まで 略	(1)から(4)まで 略
3 <u>第1項に規定する</u> 情報の公表制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。	3 情報の公表制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。
(出資法人等の情報公開)	(出資法人等の情報公開)
第23条 略	第23条 略
2 略	2 略
3 実施機関は、出資法人及び指定管理者に対し、 <u>前2項</u> の情報の公開が推進されるよう指導に努めるものとする。	3 実施機関は、出資法人及び指定管理者に対し、 <u>前項</u> の情報の公開が推進されるよう指導に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の我孫子市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた情報の公開の請求について適用し、同日前にされた請求については、なお従前の例による。